

**公益財団法人九州経済調査協会における
公的研究費により発注した特殊な役務の取扱(検収)について**

平成 30 年 6 月 1 日

1. 目的

公益財団法人九州経済調査協会（以下「協会」）は、公的研究費により発注した特殊な役務に関する検収業務を適正に行うため、以下を定める。

2. 特殊な役務の範囲

契約金額が 50 万円以上の次の役務業務を対象とする。

- ① データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成・保守・更新
- ② ソフトウェア等の利用ライセンスの提供
- ③ 機器の修理・保守・点検
- ④ 調査委託業務

3. 検収方法

協会は、検収時に業者に行程表及び作業報告書の提出を求め、成果物（データベースやプログラム等の場合は、PC 画面等のハードコピーや DVD 等の記録媒体）とともに下表の検収（検査・確認）を行う。検収実施後、業者作成の書面（作業報告書・完了報告書・納品書等）に検収者が署名する。また、検収は、業者より完了の報告を受けた後、2 週間以内に実施・完了するものとする。

	成果物確認	外観検査	書面検査※	動作確認
①データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成・保守・更新	○		○	○
②ソフトウェア等の利用ライセンスの提供			○	○
③機器の修理・保守・点検業務		○	○	○
④調査委託業務	○		○	

※仕様書、工程表、作業報告書、関連資料等による確認

4. 検収者

当該役務発注者以外で当該役務に対して専門的知識を有する者とし、原則として管理部門担当者が立ち会う。また、専門知識を有する者がいない場合、複数名の管理部門担当で検収を行う。

5. 成果物の納品が適切に行われていない場合

検収者は検収の結果、成果物の内容が不適切であると判断した場合は、当該役務発注者に説明を求めることとする。その上で、仕様書の内容を満たしていないと判断した場合、内部監査室に報告するとともに、「公益財団法人九州経済調査協会における公的研究費等の不正防止に関する基本方針」に定める通報窓口に通報する。